

平成 29 年度以降における日本脳炎の積極的勧奨の差し控えに 対する 2 期接種の対応について（案）

経緯

- 平成 17 年 5 月 30 日から、マウス脳由来ワクチン接種後の重症の A D E M（急性散在性脳脊髄炎）の発生を踏まえ、積極的勧奨を差し控え、特に希望する者のみに接種することとした。
- 平成 21 年 2 月に「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」が薬事承認されたことから、積極的勧奨の差し控えは平成 22 年 3 月 31 日に終了し、ワクチンの供給状況を踏まえつつ、順次、積極的勧奨を再開している。
- 平成 17 年度から平成 21 年度に 9 歳であった者については、2 期の積極的勧奨が十分に行われていないことから、平成 25 年度より、当該年度に 18 歳となる者について、2 期接種の積極的勧奨を行ってきた。
- また、平成 28 年度から、当該年度に 9 歳になる者に対して、2 期の積極的勧奨が再開された。

平成 29 年度以降の日本脳炎の積極的勧奨の差し控えに対する対応

上記の経緯を踏まえ、平成 29 年度以降、日本脳炎の積極的勧奨の差し控えに対する 2 期接種の対応については、下記のとおりとしてはどうか。

1. 平成 29 年度から平成 36 年度末までの間、当該年度に 18 歳となる者について、2 期接種の積極的勧奨を行う。
2. その他、積極的勧奨の差し控えが行われた期間に、定期の予防接種の対象者であった者のうち、1 期接種を完了している者に対しては、市町村長等が実施可能な範囲で、2 期接種の積極的勧奨を行っても差し支えない。